

令和4年度交野市立保健福祉総合センター電力調達事業における環境評価基準

下表に定める環境評価項目について、配点により算定した評価点合計が70点以上の小売電気事業者が入札参加資格を有するものとする。

なお、基本項目の合計が70点を超えない場合には、加点項目による評価配点を加えた合計が70点以上であることを含むものとする。

	環境評価基準	数値等	配点
基本項目	1 kWhあたりの二酸化炭素排出係数 (調整後排出係数) (単位: kg-CO ₂ /kWh) ※1	0.000以上 0.375未満	70
		0.375以上 0.400未満	65
		0.400以上 0.425未満	60
		0.425以上 0.445未満	55
		0.445以上	0
	電源構成の開示状況	開示・未開示	—
	未利用エネルギー活用状況 (電源構成が開示されていること) ※2	0.675%以上	10
		0.001%以上 0.675%未満	5
		0.001%	0
	再生可能エネルギー導入状況 (電源構成が開示されていること) ※3	10.0%以上	30
		7.50%以上 10.0%未満	25
		5.00%以上 7.50%未満	20
		2.50%以上 5.00%未満	15
		1.50%以上 2.50%未満	10
0.50%以上 15.0%未満		5	
	0.50%未満	0	
加点項目	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組 ※4	取り組んでいる	5
		取り組んでいない	0

※1

1 kWhあたりの二酸化炭素排出係数は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により、公告日時点で公表されている小売電気事業者の事業者全体の調整後排出係数の最新値を用いることとする。

ただし、上記公表による二酸化炭素排出係数がない小売電気事業者については、当該小売電気事業者が環境報告書等で開示した最新の二酸化炭素排出係数を代替値として申請することができることとする。

※2-1

未利用エネルギーの活用状況とは、次の算定方式により算出した数値をいう。
また、※1で用いた二酸化炭素排出係数と同じ年度の状況により評価することとする。
なお、電源構成の開示状況が分かる資料の提出があった場合に加点とする。

(算定方式)

$$\text{未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = \frac{\text{①}}{\text{②}} \times 100$$

(小数点以下第4位を四捨五入して、小数点第3位まで算出)

①未利用エネルギーによる発電電力量(送電端) (kWh)

②供給電力量(需要端) (kWh)

※2-2

未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー(他社電力購入に係る活用分を含む。
(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。))
をいう。

①工場等の廃熱又は排圧

②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(平成23年法律第108号)(以下「FIT法」という。)第二条第4項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。)

③高炉ガス又は副生ガス

※2-3

未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

※3-1

再生可能エネルギー導入状況は以下の算定式によるものとする。
また、※1で用いた二酸化炭素排出係数と同じ年度の状況により評価することとする。
なお、電源構成の開示状況が分かる資料の提出があった場合に加点とする。

(算定方式)

$$\text{再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$$

(小数点以下第3位を四捨五入して、小数点第2位まで算出)

- ① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端 (kWh))
- ② 他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端 (kWh))
(ただし、再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量は除く。)
- ③ グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量 (kWh)
(ただし、小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)
- ④ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh)
(ただし、小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)
- ⑤ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証明の量 (kWh)
(ただし、小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)
- ⑥ 供給電力量 (需要端 (kWh))

※3-2

再生可能エネルギーとは、FIT法第二条4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電施設による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満。ただし、揚水発電は、含まない)、地熱及びバイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)

※3-3

再生可能エネルギー電気の利用量 (①+②+③+④+⑤) には、他小売電気事業者への販売分は含まない。

※3-4

供給電力量 (⑥) には、他小売電気事業者への販売分は含まない。

※4

需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。

具体的な評価内容として、以下のとおりである。

- ・電力デマンド監視による使用電力量の表示 (見える化)
- ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス (リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入)

なお、個別の需要者に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。